

九州看護福祉大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

九州看護福祉大学

認証評価結果

【判定】

評価の結果、九州看護福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

総評

保健・医療・福祉の統合を目指し、地域社会に貢献するという設立目的を掲げ、これを実現すべく 3 つの基本理念、(1)地域と共に成長する大学(2)生涯にわたって学べる大学(3)近隣諸国と学ぶ大学 を掲げ教育研究や地域連携事業を積極的に展開している。大学は、近隣 2 市 10 町からなる大学設立準備財団（理事長玉名市長）により準備が進められ、熊本県、玉名市を中心とする地元自治体からの拠出金、大学が立地する熊本県城北地区の民間企業、個人の多額の寄附により設立された。こうした経緯から地域社会の要請に基づく公設民営の大学としての特色が、建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的に反映され明示されている。この建学の理念を実現するために、将来構想「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」がまとめられ、計画的な改革に取り組んでいる。

教学の基本組織は整備され、適切に運用されている。教育課程も整備され、実務に直結する学部の性格上、「問題解決型の学習法」を取入れ、GPA(Grade Point Average)制度や携帯電話による履修管理システムの導入、「ライブキャンパス」システムなど積極的な教育改善に取り組んでいる。

多様な入学試験が行われ、なかでも地元高校を対象とした「地域特別推薦」は特色ある取り組みである。定員を満たしていない学科があることから学生募集活動の強化をはじめ全学的な対応を引続き強化されたい。1 年次からすべての学科で行われている指導教員制、アドバイザー制、チューター制により、きめ細かい面談、相談指導の対応が行われ、学生の学習、生活状況が把握されている点が特長となっている。意見箱の設置、自治会執行部、サークル代表者との協議会の開催を通じて、学生からの要望や意見を聞くシステムは優れた取り組みである。また「就職に関する保護者との地区連絡会」の取り組みは、保護者、学生、教職員の 3 者が真剣に向き合う機会となっており、学生の学習改善や進路選択にとって意義がある。就職支援室職員に担当学生を割り振り、就職のみならず生活相談、卒業後のフォローまで行っている。卒業生の再就職支援も充実している。また、学生課と就職支援室が一体となって進路支援を行っている。

教員数は設置基準を満たしており、人事委員会を中心に教員人事が行われている。授業評価を教育改善に生かす取り組みを行っている。事務局は組織、人事改善の取り組みを継続し

ている。職員が教学組織に正規の会議構成員となり、教職協働が進んでいる。

教学・経営の連携をはじめ、管理運営は適切に行われている。地域連携の視点を重視した理事会、評議員会構成となっている。財務運営は安定している。

教育研究環境については改善に努力し、身障のある学生への配慮も行われている。

社会連携活動は、建学の理念を踏まえ、地元自治体との「連携協力に関する協定」の締結などに積極的に取り組んでいる。学生も参加する「まちの保健室イコイバ」の取り組みをはじめ優れた地域貢献が行われている。社会的責務を果たすための体制、基本規程なども整備されている。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

生活を通して病を克服し健康な生活をつくり出すために、保健・医療・福祉の統合を目指し、また地域社会に貢献するという目標の下、「保健・医療・福祉活動についての研究及び人間的知見と能力を有した人材を育てること」を設立目的に定めている。その目的を実現すべく、3つの基本理念、(1)地域と共に成長する大学(2)生涯にわたって学べる大学(3)近隣諸国と学ぶ大学 を掲げ、教育研究や地域連携事業を積極的に展開している。

大学創立に当たっては、近隣 2 市 10 町からなる「大学設立準備財団(理事長玉名市長)」により準備が進められ、熊本県、玉名市を中心とする地元自治体からの拠出金、大学が立地する熊本県城北地区の民間企業、個人の多額の寄附により設立された。こうした経緯から地域社会の要請に基づく公設民営型の大学として、その特色が、建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的に反映され明示されている。

これら建学の精神や大学の基本理念については、印刷物やホームページに掲載するとともに、式典などにおいて学長式辞で述べられ、その他大学主催の各種会議、印刷物で強調され、また学内の石碑や胸像にも刻まれて、学内外に明示されている。

こうした建学の精神、大学の基本理念を実現するために、将来構想「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」がまとめられ、計画的に改革推進に取り組んでいる。

【優れた点】

- ・建学の精神、基本理念を実現するために、将来構想「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」がまとめられ、改革推進に取り組んでいる。その中の 5 つの 100% (定員充足率、4年間授業出席率、入学者 = 卒業者数、国家試験合格率、就職率) を目指す取り組みは意欲的であり、評価できる。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

看護福祉学部看護学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科の3学科が設置され、更に大学院看護福祉学研究科が設置されている。地域の高等教育機関設置に対する切望、高齢化率の急速な進展、保健・医療・福祉人材の充実など、地域のニーズに応えて実現した教育研究組織である。保健・医療・福祉の3分野を統合し、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材を育成するために、関連分野で適切に構築された教育研究組織のもとに、各学科の専門教育のための教育課程編成をはじめ、その運用に当たって学科間の有機的な連携に努めている。

教養教育は「人間と生活の理解」「ことばと文化」「科学的思考の基盤」に分類された科目群で編成され、3学科の共通科目として運営されている。各学科が相互に提供し合う共通専門科目の運営と相まって、保健・医療・福祉の人材に求められる共通の視点を養う努力が払われている。しかし、3科目群における授業科目の設定や教養教育の運営などになお工夫の余地が残されている。

教育方針など教学関係の重要事項については、各学科会議、教務委員会、教授会と段階を踏んで議論や審議が行われており、その他の教学事項に対応した機関として、また学生の要望を確認する場として各種委員会が設置されている。主要な機関の議事調整のために「運営協議会」が設置され、教授会、研究科委員会に先立ち、諸規程の制定改廃、教育課程、入学試験関係などの事項について事前の確認が行われている。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

地域の人々への全人的な保健・医療・福祉の貢献を大学の建学の理念とし、そのための看護学・社会福祉学・リハビリテーション学という3つの学科を設置して、設置目的に合う人材を養成するための教育課程が編成されていることは、設置理念に照らして目標として明確でありまた内容も適切である。特に社会福祉学科において6コース制の教育課程を設置したことは、学生を重視したきめ細かな教育姿勢を示すものと評価できる。大学院においても看護学・精神保健学の専攻を設置して適切な修士教育課程を実施しているが、社会福祉の分野については広く修士課程教育の機会が確保されておらず、今後の拡充を期待する。全般的な教育課程は概ね適切に運用されている。

教育評価として開設当初からのGPA(Grade Point Average)制度の導入や、授業における問題解決型学習の採用、学生のための教務支援システムとして「ライブキャンパス」の

整備、携帯電話による履修促進システムなどは、教育課程に関して先進的な試みとして評価できる。

教育課程について、年間履修登録単位数について上限設定がされておらず、また、授業期間に課題は残るが、その他については概ね適切な教育課程が編成されかつ履行されている。

【優れた点】

- ・リハビリテーション学科で実施されている「問題解決型学習」は評価できる。
- ・履修関係について、学生が登録や確認を自ら実施できる「ライブキャンパス」システムの導入、あるいは携帯電話メールを利用した履修促進システムは、効率的、先進的試みとして評価できる。
- ・開設当初から医療系大学では珍しいGPA制度が導入され、学外実習の履修の可否や成績優秀者表彰の際などにも活用されていることは評価できる。

【改善を要する点】

- ・修得単位数について、学年ごとの偏りが大きい。特に1年次に過大な単位数の修得が看護学科などで認められる。学年ごとに修得単位数の上限設定を行うことなどにより、適正なカリキュラム編成とするよう改善が必要である。

基準4 . 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは、建学の理念を踏まえ、明確かつ具体的に設定され、入学者選抜要項にも明記されている。これに沿って、きめ細かい入学試験が行われている。特に推薦入試は、調査書を重視する「一期推薦」、小論文を重視する「二期推薦」、指定校推薦としての「福祉科特別推薦」「地域特別推薦」に区分される。なかでも地元高校を対象とした「地域特別推薦」は建学の理念を反映した制度である。定員を満たしていない学科があることから学生募集活動の強化をはじめ全学的な対応を引続き強化されたい。

1年次からすべての学科で行われている「指導教員制」「アドバイザー制」「チューター制」は優れた取組みである。個別面談による履修・生活相談指導をはじめ、きめ細かい指導が行われ、学生の学習、生活状況が把握されている点が特長となっている。

意見箱の設置、自治会執行部やサークル代表者との協議会などを通じて、学生からの要望や意見を聴く機会を設けている。

「国家試験対策委員会」を設け、各種国家試験対策講座などを開催し、合格のための支援、「アドバイザー制」の導入、成績不振者対策などに取り組んでいる。

学生サービスを重視し、履修相談、生活相談、就職相談、健康相談、心の相談まで多面的に支援する体制が整っている。

就職支援体制は、全学生に対する個人面談など充実しており、その成果として高い就職率を保持している。「就職に関する保護者との地区連絡会」の取組みは、保護者、学生、教職員の3者が真剣に向き合う機会となっており、学生の学習改善や進路選択にとって意義がある。就職支援室職員に担当学生を割り振り、分担責任を明確にさせながら、就職のみならず生活相談、卒業後のフォローまで行っているのは優れている。また、卒業生の再就職支援も充実している。

【優れた点】

- ・1年次から全ての学科で行われている「指導教員制」「アドバイザー制」「チューター制」は大変優れた取組みである。年に数回の定期面談を行い、さまざまな相談に対応するとともに履修指導・生活指導をはじめきめ細かい対応が行われ、同時に学生の学習、生活状況が把握されている点は評価できる。
- ・意見箱の設置、自治会執行部との協議会、サークル代表者との協議会などの開催を通じて、学生からの要望や意見を聴く機会を設けており、それらの意見をもとに改善を進めるシステムが整備されている点は評価できる。
- ・「就職に関する保護者との地区連絡会」の取組みは、保護者、学生、教職員が3者で向き合い学生の進路について真剣に話合う場となっており、学生の学習改善や進路選択、キャリア教育の前進にとって意義があり、評価できる。
- ・就職支援室職員に担当学生を割り振り責任を持って就職指導を行い、また就職のみならず生活相談、卒業後のフォローまで行っている点、卒業生の再就職支援を重視している点、学生課と就職支援室が一体となって進路支援を行っている点などは優れていると評価できる。

基準5 . 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準上必要な専任教員数は十分確保されており、教育課程を運営する態勢は整っている。人事選考についての規程は整備されており、適切に運用されている。

専任教員の週当たり教育担当時間は「担当時間に関する規程」により、各教員が担当すべき授業基準時間や1授業あたりの受講人員も定められている。これらの基準によって運用されているが、担当授業時間数が責任授業数を上回っている教員も少なくない。これは教育課程の複雑さや免許・資格取得の多様性などによって生じているが、TA(Teaching Assistant)制度の導入などで改善が図られている。

教員の研究活動の支援に関して、研究費は適切に配分されている。更に、「外国研修出張旅費補助」「共同研究経費」「学長裁量経費」なども計上され教員の教育研究環境は整備されている。

教員の教育研究活動の評価に関しては、学生による「授業評価アンケート調査」を2年

に1回実施するとともに、それに基づいて全教員が「授業に関する自己点検・自己評価報告書」を提出し、「FD研修会」などで活用していることは注目される。全教員による「授業報告書」に加えて「教育研究活動報告書」の提出も求めており、新たに発足した「研究委員会」の活動と合わせて教育研究活動の活性化に努めている。

基準6．職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

職員の組織運営に関する基本的な規程は整備され、「学校法人熊本城北学園組織運営規程」では法人・大学部門の事務組織、職員の基本的職務、管理者の職責が、「学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程」では職務内容、権限と責任が明確に示されている。業務体制は事務局長の下に一元的に統括され適切に運営されており、機動的な組織を目指した積極的な改変姿勢は評価できる。

職員の採用、異動に関する事項は就業規則など規程に明確に示され、昇任・異動には勤務評定を参考にした人事評価が採入れられ適切な運用がなされている。

職員研修はOJTを中心に実施されており、外部研修にも積極的に派遣し、職員の資質向上に取り組んでいる。今後は学内研修（SD(Staff Development)など）の一層の推進を期待したい。

事務局長・課長などの職員役職者が、教学関連の「各種委員会」に構成員として参画するなどして、教学組織との十分な情報共有・連携は保たれており、教育研究支援体制は構築されている。

基準7．管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

法人、大学の経営体制・管理運営体制は基本的に整備され、適切に運営されている。法人運営は寄附行為、「組織運営規程」などに則り理事会を中心に運営され、理事会、評議員会とも地域の有識者を構成員として加え、地域社会との共存という大学の目的達成のために十分に機能を果たしている。理事会を補完する機関として、新たに学内理事による「学内理事会」が設置され法人の運営機能は一層強化されている。大学運営は教授会、各種委員会を中心に教学の重要事項などが審議され、「運営協議会」が学内の調整機能を果たし適切に運営されている。

役員、評議員、学長などの選任も寄附行為、「大学長選任規程」などの諸規程に選考基準が明確に示されており、規程に則り適正に実施されている。

理事会の構成員として学長、副学長が選任され、また事務局長や各課長など事務職員も各種委員会に構成員として参画しており、理事会と教授会、管理部門と教学部門との情報共有・連携は十分に機能している。

自己点検評価については、「自己点検・自己評価委員会」が中心となり、学生による授業評価の実施、その結果に基づく「FD 研修会」の開催、「授業に関する自己点検・自己評価報告書」の発刊公表など積極的に取り組んでおり教員の教育力向上、大学運営の改善に反映されている。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

学生数は総収容定員数を満たしており、安定収入の大きな要因となっている。その結果大学の教育研究目的を達成するための財政基盤は確保され、消費支出比率、流動比率は健全であり、堅実な経営がなされている。

予算措置においても、編成方針を明確にし、収支均衡を図りながら編成されている。教育研究目的のための諸施策に対しては経費の重点配分を実施しており、適切な財政運営がなされている。

入学者数に減少傾向が見られるが、「将来構想検討委員会」で緊急かつ短・中期的課題として学生募集活動強化策など諸施策が検討されており、その成果を期待したい。

会計処理は、学校法人会計基準に則り適正に行われており、公認会計士による会計監査、監事による監事監査も適切に機能している。

財務情報の公開については、ホームページ、大学年報などで学内外に開示されており適切である。

外部資金導入については、成果は十分とはいえないが、科学研究費補助金の獲得、資金運用などに努力している。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

自然豊かな環境の中で十分な面積と教育研究環境が確保されている。設置目的を達成するための校地、校舎面積、附属図書館、体育館、運動場その他の教育研究施設のいずれも大学設置基準を充足しており、適切に管理・運営されている。ただし情報教育施設については在籍学生数に比した座席数の充実が求められるが、LAN などの設備は整備されている。また学生の自習室や席数については十分確保されている。

キャンパスのバリアフリー化など、学生や身障者への配慮が適切に具体化されている。
大学施設の安全性に関し、防災に関する研修や訓練の適切な実施に若干の課題が残るが、
教育研究環境はアメニティが確保され概ね良好である。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学開設から今日までの地域自治体との連携や協力協定の締結、更に「地域貢献委員会」の設置や、地域貢献した学生への表彰制度など、大学の基本姿勢として地域貢献を活発に推進していることは評価できる。図書館や運動場、講義室などの大学施設の地域への開放や公開講座の開催、公的機関への教職員の派遣など人的資源の提供なども設置目的に即しており評価できる。

また、熊本県下 13 大学・高専との協力組織である「高等教育コンソーシアム熊本」や「九州がんプロフェッショナル養成プラン」への参加など、他大学や高等教育機関、地域機関と協力する活動も設置目的から適切である。

「まちの保健室イコイバ」の取組みは、学生のサークル活動として独自の形態へと発展し、それを支援した大学の姿勢も評価できる。

他大学との共同研究や企業との研究協力などが具体化されていないという課題もあるが、全体として社会連携は優れている。

【優れた点】

- ・「まちの保健室イコイバ」は、日本看護協会の補助事業として開始されたが、学生の自主的活動として高校生への相談事業などの形で独自の形態へと発展しており、大学の支援体制についても評価できる。
- ・大学設立に関与した地域自治体との連携協力協定の締結に基づく密接な連携、まちづくりへの大学の関与、学生のクラブ活動を通じての地域との連携協力は評価できる。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的責務を果たすために、役員については寄附行為、職員については就業規則、学生については学則において、組織倫理規程がそれぞれに明示されている。更に、「九州看護福祉大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」「九州看護福祉大学個人情報の保護に関する規程」が制定され、関連する委員会が設置運営されている。また公的研究費

については、大学の「公的研究費に係る内部監査内規」や「公的研究費の不正防止に関する規程」などにより適切な運営がなされている。

「職員安全衛生管理規則」「消防計画」の策定や「緊急連絡網」体制などにより、危機管理に関する組織的対応は整えられているが、訓練や講習会の機会は設けられていない。

教育研究に対する広報活動については、「九州看護福祉大学紀要」、公開講座、大学年報、大学学報などにより定期的に積極的に行われているが、「九州看護福祉大学紀要」では投稿数の減少が顕著である。この課題に対応するため本年度研究委員会を発足させて、研究意欲の向上、研究環境の充実などについて検討が開始されたことは評価できる。

【参考意見】

- ・防災に関して学生・教職員への啓発を更に進め、防災に関する研修や訓練の適切な実施を期待する。